

国立大学法人香川大学学長の業務執行状況の確認及び中間評価に関する要項

平成28年5月31日
一部改正 平成30年11月30日
一部改正 令和2年9月28日

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人香川大学学長選考会議規則第8条第2項の規定に基づき、学長の業務執行状況の確認及び中間評価（以下「業務執行状況の確認等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(実施時期)

第2 国立大学法人香川大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、学長就任1年以降の毎年度及び随時、学長の業務執行状況について確認するものとする。ただし、学長就任から3年経過時における学長の業務執行状況については、3年目の確認に代えて、3年間の中間評価として行うものとする。

(実施方法等)

第3 選考会議は、業務執行状況の確認等を、次項に規定する確認資料に基づく書面審査により行い、加えて学長に対するヒアリングを行うものとする。

2 選考会議は、業務執行状況の確認等に当たり、監事等に意見を求めることができる。

3 選考会議は、業務執行状況の確認等の結果、必要に応じて学長に対して支援及び助言を行うものとする。

(確認資料)

第4 確認資料は、次のとおりとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 国立大学法人評価委員会に提出した業務の実績に関する報告書
- (3) 国立大学法人評価委員会による業務の実績に関する評価結果
- (4) 学長選考時に提出された国立大学法人香川大学学長候補適任者所信
- (5) その他選考会議が必要と認める資料

(結果通知及び公表)

第5 選考会議は、業務執行状況の確認等を行ったときは、速やかにその結果を学長に通知するとともに、本学ホームページで公表を行う。

(その他)

第6 この要項に定めるもののほか、業務執行状況の確認等に関して必要な事項は、選考会議がその都度定める。

附 則

この要項は、平成28年5月31日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年11月30日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年9月28日から施行する。